

嘉永五年

御用状留

後藤重巳

解題

四回にわたる史料紹介を承けて、今回は嘉永五年の御用状留を紹介する。

残存するこの年と翌六年の御用状留は、表紙に五馬市村と新城村とを連記し、日田代官役所及び会所からの通達類も両村連名となつているところからして、この頃、五馬市村庄屋が新城村庄屋の兼帯であつたらしく、記事中に五馬市信作と宛名すべきものを「五馬市・新城信作様」なる宛書が散見するのは兼帯の事実を窺わせるものであるが、詳しい状況を知りうる史料がない。

本御用留の内容は、例年に比して比較的に淡泊であり、さして特記すべき記事がない。

記事も、主として上納米銭の明細に関わるものが大半を占め、上申や下達の文書内容に触れるものが少ない。

御用状留の年度によるこのような粗密の差は、庄屋の執務量によることも原因のひとつに挙げられよう。五馬市村庄屋信作が、新城村庄屋を兼帯することによる執務量の多さが、所詮は記録内容の寡少状態を引き起こしているのかも知れない。

しかし、内容は淡泊かも知れないが、必要な情報は適確に記録されている。

例えば、四月十三日の牧牛馬の「引き集め」を十五日限りとする記事は、天保十五年御用状留では四月十日の記事に見え、日限は十三日となつてい

る如く、年中行事に関わる小記事も見落とせない内容となろう。
本史料は、単年度としては記事量が少ないので、当初、続く嘉永六年分と併せて掲載する予定あつたが、この論叢が史学科創立四十周年記念号として、寄稿された原稿が予想外に多かつたために六年分は割愛することにした。

凡例

一、体裁は、原本の体裁を尊重すべきであつたが、本論集の史料紹介の慣例に従つて、二段組として組替えた。

一、助詞の「者」はすべて「は」に替えた。

一、文中の誤字・解読不明の文字・箇所などは、(ママ)・(カ)・「」・□などで示した。

一、記事中の○印は便宜上付した。

(表紙)

嘉永五年

御用状留

子正月

五馬市村
新城村

(夕テ 二四・五CM、ヨコ 一七・〇CM)

嘉永五年 御用状留

○一昨日、筋代相勤候処、当子御口米御上納之儀／当月か閏月ニテモ相願候得は、出来可申段御内沙汰／会所迄有之、右二付、筋惣代相談有之候得共、閏月／と相成候得は、三月之上納多分ニ有之、還て当月之方可宜と／評議一決ニ相成、願書左之通、

願書大略

御米之儀、御高札御値段ヲ以、当月十四日・十五日御上立被／仰付被下候、納入用之儀毛老月二付、銀十五匁之当ヲ以／御割賦可被下候、右之通ニ御座候間、追々御割賦毛相廻リ可申候間、先／此状早々御廻可

被下候、以上、

二月三日

当村留リ

桜竹俊吾

○其村々、去亥考ケ年定免被仰付候、当子継／年季の儀、増米並荒地有之分は、起返候場所等／巨細取調、來ル十五日迄無相違罷出可申立候、此廻状／村名下令請印、早々順達留村より可相返候、以上、

子二月十三日

御役所

高取

新城

芋作

本城

○筋代御用相勤候処、申談候儀御座候間、來ル廿日、五馬一／信作殿宅ニテ出会可申上候間、無名代御出席可被成候／右申進度、早々、

二月十八日

本城良平

塚田・出口・五馬一・芋作・桜竹

○覚

一、丁錢 貳貫百三拾四文

五馬一

一、同 五百六拾九文

新城

右は、先達テ申談候大宰府六度寺万燈寄附、書面之通／割賦申迫候間、当月廿五日切、御取集御納可被成候、以上、

子二月十九日

会所

本城良平殿

当所へ廿四日 可納事

桜竹二継

○覚

一、銀七百三拾九匁八分

口米代 五馬一村

同百五拾五匁三分貳厘

納入用

一、同三百十老匁二厘

同 新城村

同

右は、其村々去亥御年貢口米並納入用銀／書面之通候条、來ル十四日・

十五日兩日之内、日限無相違可被相納候、以上、

子二月二日

御役所

二月廿七日受取

○正月触

例年御廻状 壹通

子二月七日

御役所

閏二月五日 出口より受取 芋作へ継

○当九月十二日夜、信州高井郡坂田村百姓孝太夫方二／被雇罷在同人女房そめ、同娘てる外式人を及／雜(刹)害、逃去候倉次事助六・松五郎人相書

助六は年齢三拾四五才位二相見候

一、中せい中肉

一、顔丸く鼻筋通り高き方

一、毛白き方

一、眼大きな方

一、眉毛さか立候方

一、耳常躰より大なる方

一、齒並揃唇あつき方

一、言舌喧 早き方

一、月代常躰頬江少々角を入

一、人躰宜敷相見候得共口を明き候

一、下総国香取郡多田村出生之由

得者賤き相相見候

松五郎は年齢式拾四歳位

一、丈低き方 色白く肉少き方

一、面躰丸き方

一、眼細く少々ひら眼なる方

一、耳常躰

一、口常

一、齒並揃

一、言舌静に少し小音なる方

一、髪うすき方

一、月代常躰

一、江戸神田三河町出生之由

右之通之者於有之は、其所二留置、御料は御代官／私領は領主地頭江申立、夫より於江戸月番之寺社／奉行へ可申出、若 下略(記事ナシ)、

亥十二月

右書略(記事ナシ)

子正月晦日

御役所

閏二月廿四日 出口より受取

○覚

一、錢四貫三百拾九文

新城村

一、同拾六貫百八拾九文

五馬一村

右は、当子郡中入用前割、來ル三月十四日・十五日／丸屋幸右衛門預り書ヲ以可被相納候、以上、

子閏三月

日田御役所

○去亥御年貢三納銀、十二月納難出来二付ノ年延御猶予被仰付被下置候
八八、春二相成ノ調達方難渋無之と申立歎願いたし候二付ノ願之通聞濟
置候処、此節御日限相立候テモノ如何相心得候哉村々庄屋共呼出シ候様
被ノ仰渡候間、此状着次第御出勤可被成候、何れノ嚴重之御沙汰可相成
と相察申候、依テ無ノ御延引御出席可被成候、右之段以飛脚申進候、以
上、

子三月十六日 夕九ツ時着致候、即刻芋作継立申候 会所印

新城兼

五馬市信作殿 芋作又市殿

塚田俊左衛門殿 本城良平殿

追て賃錢御渡し可被成候、以上、

○覚

一、人足 四人

内 老人

式人

老人

絵板持

駕籠老挺

両掛老挺

右は、当子宗門改就御用、我等儀明後廿五日よりノ致廻村候条、諸事無
差支様取計、他出之者はノ早々呼戻し、実々大病之者は格別為差ノ儀も
無之分は、押ても罷出改請可申候、尤、八ノ拾歳以上之老人八、罷出候
共留主居いたし候ともノ勝手次第第二候、別紙廻村順帳老冊相達候間、先
触ノ一同早々順達、留村より日田陣屋へ可被返候、以上、

子三月廿三日

池田岩之丞手代

石黒誠作

日田郡下筋村々役人中

三月三十日泊鎌手 四月朔日小切畑 栗林 休万々金 高取

続木 泊五馬市・新城 四月二日休芋作・出口 塚田 本城

泊桜竹 同三日赤岩 休湯山 大鳥 柚野木

女子畑 苗代部 日田着

○

一、丁錢拾老費四百貳拾文

一、同三貫四拾七文

五馬市村

新城村

右は、去亥歳暮定式其外取計もの内、割出錢ノ先達て中惣代衆申談、書
面之通り割賦いたし候間、御筋村々分御取集、当月十四日・十五日兩
日之内ノ御持參御納可被成候、此廻状村々被成御受印、早々御順達、留
り村より御返し可被成候、以上、

子四月二日

日田会所 印

右村々 御役頭中

○先達中、筋代相勤候節、以書中申上候、亥暮ノ御歳暮其外取計もの会
所内割割賦ノ別紙之通申来候間、当月十三日迄当村ニテ御遣ノ可成候、
筋内一同相納可申候、以上、

子四月五日

本城良平

塚田始 出口 五馬一・新城 芋作 櫻竹 留り六日 当村着

○今日七日、芋作村江出会、出口筋代より申触二相成申候、

○一、丁錢四貫百八拾四文

五馬市村

一、同者貫八百八拾三文

新城村

右は、去亥石代直段之儀二付、内入用割賦書面之通／御座候間、其御筋内分御取集メ、当月十五日迄御納可被成候、以上、

子四月九日

会所

出口弥惣治殿

○放牛馬之儀、御村々共來ル十五日ヲ限り御引集／可被成候、右申

進度如斯御座候、以上、

四月十三日

本城良平

櫻竹俊吾様

赤岩道藏様

五馬市・新城信作様

塚田俊左衛門様

○先日、芋作村ニテ出会之節申談候四日市御坊所之／御普請頼母志千人講之儀、当月中初座籤入／有之筈ニ申來候間、御村々共口數御取極被下、御出シ／可被下候、外筋ニは多分出來申候段申參り、当筋も／相進ニ候様御頼ニ御座候間、各様御取計ヲ以御進メ多分／出來候様奉頼上候、右御頼申上度如斯御座候、以上、

四月廿日

出口弥惣治

芋作 五馬一・新城 櫻竹 本城 塚田留り 即刻櫻竹え繼立申候

○右馬丞諸入用清帳以て御差出無之、早々差出／候様可申遣旨被 仰

渡候間、此状披見被成次第／即刻御差出可被成候、必又無延引様御取計／御差出可被成候、此段申進候、以上、

子四月十八日

会所

廿日着仕候

五馬市信作殿

○先達中被仰渡候女子畑村道造出夫／之儀、申談置候処如何取極候哉每度御沙汰ニ／可被成候間、御筋内申談之趣來ル十日迄否哉御申出／可被成、若不承知之村方も有之候ハハ、其旨可被／申出候、御役所へ御届可申上候、此段被仰付候間、無等閑御申出可被成候、以上、

子六月八日

会所

五馬市信作殿

出口弥惣治殿 同所え遣

○去亥十二月より当五月まで御用人馬賃錢、当月十五日迄御書出可被成候、以上、

会所

○高松調達銀受取書、御下ニ相成候間、以前御下ニ／相成候居候仮

請取御持參、早々御引替可被成候、此段申進候、以上、

子六月十一日

会所

本城へ繼

○此もの賃錢御渡可被成候、

覚

五馬市村

忠兵衛

外四人 組合

耆人

右は、上井手村柳助より願書差出候一件二付、右／之ものえ急々承候儀有之間、此状着次第／御召連無延引御出勤可被成候、以上、

子六月十七日

今日忠兵衛元七差し遣申候

会所

五馬市信作殿

御村忠兵衛御差出被成候二付、双方一ト通り承り調候処／申立方案外齟齬いたし居候間、然ル処御村方／祇園祭二付、両日猶予いたし呉候様忠兵衛より／申出候二付、任其意差帰シ申候間、來ル廿一日／忠兵衛は勿論、茂作・岩吉両人之内、老入並／春造殿一同御召連御出勤可被成候、其上事実／承り濟方取計ひ可申候、本人のみニテは実意相分り／兼候間、其御心得ニテ御出勤可被成候、右申進候、以上、

子六月十九日

会所

五馬市信作殿

○追て別段可申進候処、「幸」^五便二付申進候、右馬丞／勘定詰未夕相決居不申、当所惣勘定差支／候間、此節御出勤之上清勘定可被成候、尤勘定「方」／金御差出可被成心得ニテ御出勤可被成候、以上、

○覚

一、錢三百目

五馬市村

一、同百弍拾目

櫻竹村

一、同弍百目

塚田村

一、百六拾目

本城村

一、同八拾目

新城村

一、同四百八拾目

出口村

右は、四日市御坊所千人講掛錢、当月分來ル／廿日取立日限相成候間、御村々共書面之錢辻／照蓮寺江御持參可被成候、必ス無等閑御取計／可被成候、此段申進候、以上、

子六月

会所

右村々

御役頭中

○筋代御用相勤候処、被仰渡候御用御座候間／來ル廿五日櫻竹俊吾殿宅江出会可申候間、無／御名代御出席可被成候、尤此節之儀、書物等も／御座候間、御自身三判御持參御出会可被成候、以上、

六月廿日

本城良平

櫻竹俊吾殿

芋作又市殿

五馬一・新城信作殿

出口弥惣治殿

塚田俊左衛門殿

氏申進候

○先達て中申談置候女子畑道造入用一件之儀／治定御取極、早々御申出可被成候、右は又々／御沙汰二相成候儀二付、聊無等閑様御取計／可被成候、此段刻付ヲ以申進候、以上、

子六月廿六日

会所

出口 本城

○別紙之通申來候間、御村々共出金共、得と／御演舌之上、明後四日、出口弥惣治殿宅江御出席／可被成候、此節は相決不申ては相成申間敷候間／其心得ニテ、御村々共御出会可被成候、尚又／外用筋も有之候間、此節之処決て無名代／御出席可被成候、若御差支之御方御座候ハハ／被仰聞可被下候、日限振替可申候間、御自身／御出会可被成候、以上、

七月二日

本城良平

塚田 出口 五馬一 芋作 櫻竹

○覚

一、錢三ノ四百廿文

此「し」五拾壹文

三ノ四百七拾壹文

割高 五千八百五拾三石壹斗

但 百石二付 五拾九文三分

一、錢百拾六文

新城

一、同四百三拾七文

五馬

外五ヶ村 略

右は、神宮寺酒「木」取^取渋入用、早々御取被下御遣可被成候、以上、

子七月六日

鎌手三左衛門

櫻竹俊吾殿

○急御用可申談儀有之候間、今廿五日ノ正五ツ時、本城良平殿宅ニ

テ御会談可申問ノ無御名代印判御持参ニテ、御出席可被成候ノ此節は

数々御用向有之、尚又先達中女子畑ノ村内道造二付、御村々共ニ寄特出

金名差之ノ衆之内、壹ヶ村より壹人ツツ惣代御召連可被成候ノ其外共書

物等有之候二付、成丈御急キ御出席ノ可被成候、以上、

七月廿三日

出口弥惣治

塚田 本城 櫻竹 芋作 五馬市 留り

○其村々去戌年割賦皆済目録相渡候間、米銀ノ手形持参、來ル八月二日

より可罷出候、此廻状早々順達ノ留り村より可相返者也、

子七月廿日

御役所

追て 検見村々は、仮免状持参可罷出事

七月廿九日 芋作村より受取候 留り

○覚

一、人足拾八人

五馬市

薄簀 拾五枚二代ル 大原納貳間阿ミ

一、人足五人

同四拾枚二代ル 大原納 但右同断

右は、大原宮八月御神事諸入用もの、日限之ノ通御納可被成候、少も無

遅滞相納候様御申付可被成候、以上、

此状早々御順達可有之候、以上、

子七月廿二日

会所

追て 納ものハ、八月朔日限り急度御納可被成候、以上、

○其村々去々戌年割付皆済目録相渡候二付ノ米銀小手形持参可致様、先

般廻状差出候処ノ夫食渡「残」願石代其外共端紙江受取書ノ差出置

候分、持参無之村々も有之候、右ニテハノ引替難相成二付、其旨相心得、

小手形類能々ノ穿鑿之上不残持参可致、此廻状刻付ヲ以ノ早々順達、留

村より可被相返もの也、以上、

子八月六日未刻

日田

御役所

○当子干草刈取定日、当月十四日より二御座候処ノ大切之放生会も差

向、尚又十六日は山神祭ノ日も御座候間、十七日より刈取可申候間、御

村々共左様ノ御承知可被下候、右申進度如此御座候、以上、

八月六日

本城良平

赤岩道藏殿

櫻竹俊吾殿

五馬一・新城信作殿

塚田俊左衛門殿

○覚

一、丁銭貳拾五貫三百三文

五馬一

一、同九拾老貫三百八拾三文

新城

百三拾八貫四百拾五文 当筋中

右は、当春御請借立ヲ以取計候、石代直段之儀二付ノ献金割賦書面之通御座候間、当月十五日迄二ノ御筋内取集可被成候、以上、

子八月六日

会所

出口弥惣治殿

前書之通申來候間、來ル十日迄二当村江御遣可被成候、以上、

子八月八日

出口弥惣治

塚田 本城 櫻竹 五馬一 新城 芋作 八月十日専称寺ニテ櫻竹

より受取 芋作ニ繼

○覚

一、銭貳貫五拾匁

五馬市村

一、同八百六拾目

新城村

右は、当子御年貢初納銀、來月十四日・十五日納、

子九月五日

日田

御役所

追て当子御廻米手本、例年之通早々可差出候、以上、

○覚

一、銭拾九貫八百六拾八文

五馬市村

一、同五貫三百老文

新城村

右は、郡中入用清勘定不足書面之通、余時割賦之儀、惣代共相願候間、來ル十月十四・十五日之内、丸屋幸右衛門預書ヲ以可相納候、此廻状村下庄屋令受印、早々順達、留リ村より可相返もの也、

子九月

日田

御役所

○御米方其外二付、急談有之候間、明十一日ノ五馬一信作宅へ御出会可被成候、以上、

子十月十日

櫻竹俊吾

芋作より十日受取出口江繼

○四日市御坊御堂再建千人講式番座於ノ照蓮寺籤入仕候、來ル十一月八日午時相勤候様ノ申出候間、掛銭之儀十一月五日迄之内、「取立人」老入差進ノ候間御渡可被成候、以上、

子十月廿六日

会所

十一月六日 出口より受取 芋作へ繼

○覚

一、銀三百八匁

五馬市村

一、銀百拾六匁

新城村

右は、当子長崎御廻米四ヶ所入用銀、書面之ノ通り割賦相触候間、來十一月五日・六日兩日之内、丸ノ屋孝右衛門預り書を以御納可被成候、此状村下被成ノ御受印、早々御順達、留り村より御返し可被成候、以上、

日田

会所

○覚

一、米拾八石五斗

一、同 七石

五馬市村

新城村

右は、長崎御廻米之内、買納石数割ノ増米等之儀、今日より十一月廿日迄、書面之通請ノ負人方江申談候間、小前割賦いたし、早々ノ御順達可被成候、以上、

子十月廿五日

会所

○覚

一、米式石六斗八升四合

一、同壹石 壹升壹合

五馬市村

新城村

右は、去亥長崎御廻米四ヶ所納入用銀ノ取立不足並納方欠減米代共、先達中「筋」ノ代衆申談、書面之通割賦相畢候間、御村々ノとも当御米一同、中城・関御蔵所へ御納可被成候ノ此状御村下御受印之上、早々御順達、留り村より御返し可被成候、以上、

子十月

日田 御役所

○覚

一、調錢拾六貫百八拾九文

一、同 四貫三百拾九文

五馬市村

新城村

右は、米廻「廻」賄中入用前割、書面之通割賦ノ相触候条、來ル十一月十四日・十五日ヲ以可相納候、此廻状村下庄屋ノ令請印、早々順達、留り村より可相返ノもの也、以上、

子十月廿五日

日田

御役所

○覚

一、調錢貳貫四百七文

一、同六百四十四文

五馬市村

新城村

右は、当子三ヶ所初穂並鬼石坊御拝借ノ返済銀共、例年之通り割賦相触申候間、來ル十一月十四日・十五日兩日之内、当所へ御納可被成候、此廻状村下被成御受印、早々御順達、留り村より御返し可被成候、以上、

日田

会所

○覚

一、銀八百六拾目

一、銀貳貫五百目

新城村

五馬市村

右は、村々当子御年貢二納銀、書面之通りノ割賦候条、來月十四日・十五日兩日之内、日限無遅滞ノ急度可致皆済候、此状村下庄屋共受印ノ

早々順達、留り村より可相返者也、

子十月十七日

日田

御役所

○当子長崎御廻米、関・中城両御蔵所津出／御日限、十一月五日より十二月廿四日迄、日数五十日被／仰付候間、右日限二不拘、早々津出皆済可被成候、

一、米拵之儀は勿論、縄俵等例年之通、都て入念津出致候様、小前無洩落御申聞可被成候、

一、関御出役石黒牧右衛門様御名前、内札二書入／御判御願、津出小前持持參致候様御取計可被成候、

一、関・中城出役庄屋、左之通

渡り村庄屋

弥平

本城村庄屋

良平

中城詰

求來里村庄屋

富右衛門

小迫村庄屋

保五郎

南内河野村庄屋

仁郎治

関詰

高野村庄屋

助六

一、長崎御上乘名前持高、早々御書出可被成候、

一、同御廻米之外、江戸御廻米並新古夫食御返納／米之外、石三升欠並石式拾目添、早々津出／皆済可被成候、

一、去亥御米納入用清勘定不足米、当年／取立之分、御村々御廻米一同津出可被成候、

右之通、御承知被成、此状刻付ヲ以御廻シ可被成候、以上、
子十一月二日

日田

会所

○覚

一、米百三拾式石八斗壹升五合

五馬市村

内 米百三拾壹石五斗

本

米壹石三斗壹升五合

欠

外 本欠米式拾三石七斗三升五合

内 米式拾三石五斗

米式斗三升五合

一、米拾三石三斗四升四合壹勺

江戸御廻米惣辻

内

石廿分掛り

式百六十六匁九分

米六石五升八合

江戸

此欠 壹斗八升式合

米四斗壹升七合六勺

右夫食

此欠 壹升式合五勺

米六石壹斗九升四合
一、米貳石六斗五升四合

同断
亥追欠

一、米五拾貳石壹升五合

新城村

内 米五拾壹石五斗

米五斗壹升五合

外 本欠七石七升

買替

内 米七石

米七升

同断

一、米四石七斗八升合六勺

石廿分掛り

九拾五匁七分五厘

内

米 貳石壹斗壹升五合

此欠六升三合

米 壹斗三升三合六勺

此欠四合

米 貳石四斗

此欠七升二合

一、米壹石壹升壹合 亥追欠

右は、中城より本城氏筋内へ為知之廻状／写、櫻竹始ニテ継出候、

子十一月廿六日

○覚

一、本欠米 百三拾貳石八斗壹升五合

五馬市村

一、同 五拾貳石壹升五合

新城村

右は、当子御年貢之内、長崎御廻米書面之通ニ有之候条、御米証撰立、俵拵其外共入念、中城／関両河岸之内、來ル十二月廿日限り致津出皆濟／一紙調受候様可被致候、下略、

子十一月四日

関河岸出役

池田岩之丞 手代

石黒 牧右衛門

○覚

一、銀壹貫八百貳拾六匁貳厘

新城村

一、同三貫九百四拾八匁三分貳厘

五馬一

右は、当三納銀、十二月十四日・十五日兩日之内可納事、

子十一月廿日

御役所

右二通、十一月廿七日 芋作より受取

○被仰渡候御用申談候儀有之候間、明廿八日朝／五ツ時、印判持參御出

勤可被成候、甚差急之儀ニ／御座候間、聊無遲滞右刻限御出勤可被成候、

以上、

子十一月廿七日

会所

廿八日出勤、会所交代之事 序二「穿抜尋方届致」

○当子長崎廻米津出之儀、関御出役様より被仰渡候ノ急御用向申談候儀有之候間、此状着次、第三判御持参ノ御自身当所江御出可被成候、以上、

子十二月二日

中城御蔵所

三日芋作へ継

○調達銀

一、銀拾老匁七分八厘

五馬市村

同

一、同五匁老分三厘

新城村

助合穀

一、四拾七匁二分五厘

同村

右は、其村々拝借助合穀、当子年分来月ノ十四日・十五日掛屋手形を以可相納候、廻状村下ノ令受印、早々順達、留村より可相返もの也、

子十一月十五日

日田

御役所

十二月三日、出口継來ル、尤印

形落 柚木村も同断ノ同日芋

作村江継立申候、

右村々役人

○覚

一、銀百三拾匁五分七厘

五馬市村

一、同式拾七匁六分貳厘

新城村

右は、陣屋所前花月川通大橋懸替入用前割、並ノ去々戌、国東郡於下岐

部浦難舟諸入用割合共、書面之ノ通割賦願出候条、來ル十二月十四日・十五日兩日の内、丸屋ノ幸右衛門預り書を以可相納候、此廻廻状村下庄屋令請印、早々順達、下略

子十二月

御役所

四日 出口より受取ノ芋作へ継

○其村々長崎廻米津出、不揃取等閑之事二候ノ追々皆済之村方も有之一段之事二候処、今般ノ相達候村々は交々出石少数、以之外之儀二有之品二寄ノ自分廻村可致候間、得其意早々津出、此廻状披見ノ以前皆済候向も候ハ八早々可申出、廻状村名下二令ノ受印順達、留より可返候、以上、

子十二月二日

関河岸

石黒牧右衛門 小五馬より受取、芋作二継、

○当六月より同十一月迄、御用状持送り書上帳ノ早々御差出可相成候、差出方及延引候得ハノ御取調御差支二相成候間、賃錢渡方、右二ノ準じ延引相成候間、必無遅滞様御取計ノ御差出可被成候、右申進候、以上、

子十二月七日

会所 印

上井手村より十二月廿日受取、ノ即

刻出口村江継立申候、

上井手村 五馬市村 出口村

追て此状早々御順達可被成候、以上、

○覚

一、銀四貫四拾目

五馬市

一、同壹貫八百六拾目

新上

右は、当丑御年貢三納銀、來十二月十四日・十五日兩日之内／日限無遅滞可納候、

十一月廿二日

日田

御役所

北高瀬村始 十二月十七日 芋作より受取、

○其村々当丑長崎御廻米津出、不揃取等閑之事二候／外皆済二相成候村々見合も有之、且は川船積渡方二モ／差支候間、來ル廿日迄無遅滞皆済可被致候、此廻状／早々順達、留より関河岸我等御用先へ可被相返候、以上、

丑十二月十一日

池田岩之丞 手代

吉田 快助

○御米皆済之儀二付、関御出役様別紙之通御廻状御仕出二／相成候間、其御村々共承知可被成候、若此上於御延引は／如何様可被仰付も難計候間、右御日限二不拘、早々皆済／可被成候、此廻状並添状御村名下二御受印被成、早々御順達、以上、

丑十二月十二日

中城 御蔵所

苗代部 女子畑 柚木 大鳥 本城 塚田 出口 新上

(以上)